



無料

インボイスに関して免税事業者は免税事業者のままでいるのが最良であり、年明けまで何もしないのが最善だ。ということを説明する本。

初めに

この本は、インボイスの対応について、

- できるだけ金銭面で損しない
- できるだけ時間面で損しない

ことを免税事業者が達成できるようにするために書かれています。

私はモットーとして「必要でないことはやらない。必要なことは手短かに」を持っています。これは、仕事、趣味に大体共通しております。そのモットーを最大限生かして、この本を書きました。

インボイス対応策として一般に勧められる「簡易課税」というものがあります。この本は「簡易課税は大損だからやめときなさい」というスタンスで書かれています。その代わりに「経過措置を活用した値引き交渉」をプッシュしています。その方が、

- 納税と値引きを比較して金銭面で値引きの方が得
- 値引の方が消費税申告が必要なく時間面でも得

であるからです。この本ではこれを論理的に説明しております

この本が、皆様のインボイス対応の手法に大いに役立つものになると信じております。

この本を参考にする上での注意

- この本は金銭的に何が一番得かという一番言いたいことを一番先に持ってきております。インボイス制度・本則課税・簡易課税・経過措置の詳細の解説は省略しております。税務署手引きを参照ください。
- この本は、免税事業者の方が、免税事業者のままで居られるようにするための方法の解説に力点を置いています。消費税納税事業者になることを選択した場合の説明は省略しておりますので、その場合はこの本の知識だけでは不足します。税務署手引きを参照ください。

免税事業者一人当たりの金銭負担額

インボイス導入後は、本則課税で消費税を納税している事業者は、免税事業者との取引があると増税となります。その要因となっている免税事業者に何らかの負担を負わせようとしてくる可能性があります。

何らかの負担とは、具体的には、

- インボイス番号を登録し消費税を納税するように要請する
または、
- 値引きを要請する
のいずれかとなります。

免税業者は、消費税を納税した方が得か、値引きを受け入れた方が得か、判断が必要となります。試算してどちらが得か考えてみましょう。とある免税事業者の**年間の税込売上額が550万円**とします。消費税相当額は50万円となります。以下は50万円を基準として試算します。（550万円は仮の数値です。実際の年間売上がA万円の人は、以下の試算額を550で割り、Aを掛けて下さい。それで各個人にあったリアルな金額になります）

①令和5年10月1日～令和8年9月30日では・・・

一年分（12か月分）の各ケースの金銭負担額

経過措置活用値引	1種	2種	3種	4種	5種	6種
10万円	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円

この期間の経過措置は、消費税相当額の2割分が増税となりますから、その金額を値引きすることとなります。（消費税相当額50万円×2割＝10万円）

ほとんどのケースでは、経過措置活用値引の方が得です。

上の表から、5種サービス業をピックアップして比較してみます。（消費税相当額50万円×5割＝25万円）金銭的負担額は、経過措置活用値引は10万円で、簡易課税5種は25万円ですから、経過措置活用値引きの方が15万円得です。この効果は1年分です。経過措置は36カ月間有効ですから、実際は3倍して、45万円得すると言えます。

以下捕捉

- 経過措置は日本税理士連合会が延長を要請しています。36カ月間よりも延長される可能性があります。その場合、得する金額は45万円よりもっと大きくなります。
- **経過措置活用値引は、免税事業者のままで居られます。**インボイスを発行する必要がありません。インボイス番号からの実名バレを回避できます。
- インボイスを発行し、消費税を納税しますと税務調査のリスクが高くなります。経過措置活用値引をする免税事業者の方が税務調査リスクは低いです。
- 得意先にとっては、免税事業者の方がインボイス発行事業者よりも経理処理が簡単な面もあります。インボイスが発行されると、請求書の様式が法令通りであるかチェックしなければなりません。免税事業者からの請求書はそのようなチェックは不要なので処理が楽です。
- 値引額は得意先と交渉することが出来ますから、経過措置活用値引の負担額は下げることが出来ます。得意先によっては値引きをしないことを内約しているところもあります（赤松健氏の選挙時の広報資料より）。
- 経過措置活用値引は、インボイス対応を求めてきた得意先にだけ行えば良いです。得意先が一般消費者であれば、値引きを行う必要がありません。一般消費者が得意先にいる場合は、経過措置活用値引の金銭負担額は上の表よりも小さくなります。
- 簡易課税や本則課税は、消費税の申告が必要です。税理士に頼んだ場合は金銭コスト、自分でやる場合は時間コストが発生します。従って、簡易課税・本則課税の金銭負担額は表よりも大きくなります。5万円程度は負担が上乗せされると考えて良いです。

以上のことから、経過措置を活用した値引きは有用性が非常に高いです。

インボイス対応を求めてきた得意先には、「経過措置を活用した値引きをお願いします」と交渉するのが得です。

㊦令和8年10月1日～令和11年9月30日では・・・

一年分（12か月分）の各ケースの金銭負担額

経過措置活用値引	1種	2種	3種	4種	5種	6種
25万円	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円

この期間の経過措置は、消費税相当額の半分が増税となりますから、その金額を値引きすることとなります。（消費税相当額50万円×半分＝25万円）

こうなりますと、1種（卸売）・2種（小売）・3種（製造）・4種（飲食加工賃業）の簡易課税の方が金銭的負担が小さいですから、インボイスを発行して消費税を納税した方が得といえます。ただし、インボイスを発行して消費税を納税する場合は、申告コスト・氏名バレ・税務調査リスクアップ問題があります。1種～4種でもインボイスを発行しないで、免税業者のままで居られる経過措置活用値引を選択するのもアリです。

㊧令和11年10月1日以降では・・・

一年分（12か月分）の各ケースの金銭負担額

消費税分全額値引	1種	2種	3種	4種	5種	6種
50万円	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円

ここからは経過措置はありませんので、消費税相当額全額が値引きされます。（消費税相当額50万円＝値引額）

こうなりますと、どの業種でも簡易課税を活用して納税した方が得だと言えます。従って、この期間からインボイスを発行するのが最善です。

経過措置活用時の請求書への値引きの記載方法（一例）

免税業者の請求書は、消費税を別記しているものと、消費税を別記せず税込となっているものの2種類があります。ですから、「税込請求額に対して〇%値引き」と取り決めたした方が、様々な様式の請求書を受け取る可能性のある得意先は、支払い時に混乱せずに済むと思います。公正取引委員会のインボイスに関するQ&Aによると、値引き率は下請ごとに個別に交渉しなければなりません。令和5年10月1日～令和8年9月30日の期間では、消費税の2割の値引きをすれば得意先にとっては増税の痛み無しとなります。これは税込請求額からみると約2%（正確には1.81818・・・%）の値引きとなります。

値引率を下請けによって変化させる可能性がありますから、請求書に事前に取り決めた値引額を記載するようにした方が得意先の支払時の手間を減らせます。

例えば、値引き率を2%と取り決めた場合は、値引き前の税込請求額が10万円であるならば、請求書に「インボイス不発行2%値引き2000円」と記載し、最終請求額を9万8千円とし、これを振り込んでもらうようにすると良いです。

令和8年10月1日～令和11年9月30日の請求書は、値引き率を5%とすると得意先は増税の痛み無しとなります。

こういうケースは免税事業者との損害賠償問題になる！

上に示したように、経過措置を活用した値引きの方が免税事業者にとって得であるのに、得意先が、簡易課税を活用した消費税を納税させインボイス発行を強要した場合、免税事業者が受けた損害を賠償する責任が発生する可能性があります。免税事業者との取引が多いほど、損害額は巨額になります。簡易課税を強要することはリスクの高い行為だと言えます。

免税事業者がすべき努力

まとめとして、免税事業者が行うべきことを列挙します。

①本格的対応は年明けから

税理士連合会から改正の要望が出ており、制度が改訂される可能性があります。また、令和4年分の売上が1000万円を超えれば免税事業者のままで居ることはできずインボイス発行一択となります。ですから、本格的な対応は「年明けもしくは確定申告が終わってからの令和4年3月頃」として良いです。ただし、経過措置値引きを活用する場合は、得意先の態度が凝り固まってしまうと交渉が難しくなるので、年明けを待たず、事前に軽く話を振っておくべきだと思います。

②経過措置を周知する努力

経過措置値引きは、「インボイスを要求する得意先には、インボイス発行。それ以外の得意先には経過措置値引き」という部分的な活用は出来ません。得意先一社でもインボイス発行を強要されると経過措置の活用が難しくなります。この本を読んで、経過措置の有用性をご理解いただけた方は、可能であれば「経過措置が免税事業者に有用であること」を免税業者・課税事業者問わず、多くの事業者にも周知してください。周知する手法として、例えば、インボイス対応に困っている方に、この本をお勧めするということが考えられます。この本が拡散することに関して、私は別段困りません。QRコード

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です) を張り付けておきます。



著作権は放棄しませんが、QRコードやダウンロードURL、この本の一部もしくは全体を引用元表記なしに転載することを許可します。経過措置の有用性を多くの方に知ってもらってください。

③青色申告特別控除65万円で節税する努力

インボイスの対応に苦慮されている方の中には、青色申告特別控除65万円を活用しての節税をしていない方がいると思います。青色申告特別控除65万円を活用すると、健康保険や所得税住民税を年間20万円ほど減らすことが出来ます。青色申告特別控除65万円を活用したい方は、私の無料版

「やさしい確定申告」を参考にしてください(QRコードは転載可)。



今はまだ立ち上げ検討中ですが、YouTube動画で「やさしい確定申告」の説明動画を作ることを予定しています。各動画は3分程度にして、無理なく視聴できるようにするつもりです。

奥付

発行日：2022/08/13

サークル：human with wings

発行者：ブックウェストこと 本西翼（税理士登録番号 109647）

事務所HP：<https://m-takashitax.com/>

Twitter：<https://twitter.com/bookm17>

メール：moto2122@outlook.jp

インボイスで増税されるのは課税事業者！

インボイスの話になると、「免税事業者が増税される」という通説が流布しております。これははっきり言って誤りです。増税されるのは免税事業者ではなく課税事業者です。実際のところは、その増税分が免税事業者に転嫁されることはありますが、適切な転嫁の手法を検討しないと、免税事業者が大損を被ることがあります。簡易課税も大損する手法の一つです。

まずは、消費税の納税の計算式を見て見ましょう。（消費税とは、1月～12月の年間売上が1000万円を超えた事業者は、その次の年はまだ免税ですが、さらにその次の年の売上分に対して納税しなければいけないものです。）

消費税納税の式①本則課税

$$\text{税込売上額} \div 110 \times 10 - \text{税込経費額} \div 110 \times 10 = \text{消費税納税額} \\ \text{(預り消費税)} \qquad \qquad \qquad \text{(支払い消費税)}$$

軽減税率8%はないものとしております。ここではっきり認識しておくべきことは、売上にかかっている消費税をそのまま納税するのではない、ということです。そうではなくて、支払消費税を差し引いた、差額を納税します。税込経費というのは、消費税がかかっている経費ということで、ほとんどの経費がそれに当たります。給与・保険料・固定資産税など一部の経費は消費税がかかっていませんから、これらは税込経費として集計できません。なお、免税事業者への経費も税込経費として集計できます。設備投資を行った場合も税込経費額に含めます。経費や設備投資は消費税納税額を下げます。

消費税納税の式②簡易課税

$$\text{税込売上額} \div 110 \times 10 \times \text{業種別割合} = \text{消費税納税額} \\ \text{(預り消費税)}$$

消費税納税には、簡易課税というものがあまして、**事前の届出の提出がある**と、こちらを利用できます。二年前の年間売上が5000万円以下でないと使えません。預り消費税に業種ごとに決められた割合を掛けて、それを納税します。業種別割合は、卸売りが10%、小売りが20%、製造業が30%、飲食又は加工賃受取業が40%、サービス業が50%、不動産業が60%となります。簡易課税を使う人は、本則課税での面倒な経費集計を避けたい人や、簡易課税の方が納税額が少なくなる人です。

インボイス制度の導入で増税になる部分

インボイス制度導入後、本則課税の計算式に以下の修正が入ります。

$$\text{税込売上額} \div 110 \times 10 - \text{税込経費額 (ただし免税事業者への経費除く)} \div 110 \times 10 = \text{消費税納税額}$$

免税事業者への経費が税込経費額として集計できなくなります。従いまして、免税業者に払っている消費税分だけ納税額が増えます。

インボイス導入により増税となる金額が大きいですから負担を緩和する経過措置が設けられています。インボイス制度スタート直後の3年間は免税事業者へ支払う消費税の8割を消費税納税の際に差引計算できます。その次の3年間は消費税の5割を差引計算できます。

8割が認められる期間は、そこまで大きな増税にはなりません。消費税額の2割が増税となります。

例えば、年間税込550万円をとある免税事業者に経費として支払いをしている場合で考えます。消費税相当額は50万円です。

- 令和5年9月30日まで 増税なし
- 令和5年10月1日～令和8年9月30日 10万円増税（消費税の2割）
- 令和8年10月1日～令和11年9月30日 25万円増税（消費税の5割）
- 令和11年10月1日以降 50万円増税（消費税の全額）

免税事業者の負担を小さくする手法としては、経過措置を上手く活用することが重要です。